

成田市タブレット端末等貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭におけるオンライン学習を支援するため、成田市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が所管する小学校、中学校及び義務教育学校（以下、「市立学校」という。）に通学する児童及び生徒（以下、「児童等」という。）へのタブレット端末等（以下、「機器」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めるものとし、もって家庭における児童等の学びを保障できるよう家庭学習通信環境の整備支援を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 機器の貸与の対象者は、市立学校に在席している児童等とする。

(貸与対象機器)

第3条 貸与対象とする機器は、次の各号のいずれかとする。

- (1) タブレット端末及びその付属品
- (2) モバイル Wi-Fi ルータ及びその付属品

(事務)

第4条 教育委員会は、児童等の在籍する市立学校を通じて、機器を貸与する。

2 教育委員会は、市立学校の校長に市立学校における機器の貸与に関する事務を委任する。

(管理)

第5条 校長は、貸与状況を常に明らかにするために管理台帳を備えるものとする。

2 校長は、貸与状況に異動が生じたときは管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告するものとする。

(貸与期間)

第6条 タブレット端末の貸与機関は、義務教育が終了する年度の末日を超えない範囲で教育委員会が認める期間とする。モバイル Wi-Fi ルータの貸与期間は、貸与した日の属する年度の末日を超えない範囲で教育委員会が認める期間とする。

(申請)

第7条 機器の貸与の申請をすることができる者は、第2条に掲げる児童等の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）とする。

2 機器の貸与を受けようとする者は、タブレット端末貸与申請書兼誓約書（様式第1号）又はモバイル Wi-Fi ルータ貸与申請書兼誓約書（様式第2号）により学校長に申請するものとする。

(承認)

第8条 校長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは機器の貸与を承認するものとする。

(承認の取消し)

第9条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の承認の取消し、機器を返却させることができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 承認時に在籍していた学校の児童等でなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により貸与の承認を受けたとき
- (4) この要綱に違反したとき
- (5) その他、教育委員会において承認の取り消しが必要と認めるとき

(貸与機器の返却)

第10条 児童等は、第6条により教育委員会が定める貸与期間終了日までに、貸与機器を返却しなければならない。

- 2 児童等は、第9条による承認の取り消しを受けた場合は、教育委員会が別途定める日までに貸与機器を返却しなければならない。
- 3 児童等が、貸与機器を前項の返却日までに返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、保護者は貸与機器の価額を弁償する責任を負う。

(貸与機器の変更)

第11条 校長は、機器を変更する必要がある際には、事前に保護者に通知するものとする。

- 2 児童等は前項の通知を受けた場合は、貸与機器の変更をすることとする。

(費用)

第12条 機器の貸与に係る費用は、無料とする。ただし、次に掲げる経費については保護者の負担とする。

- (1) 在籍する市立学校以外の場所における貸与機器の充電にかかる経費
- (2) 児童等の家庭におけるインターネット通信にかかる経費

(貸与機器の取扱)

第13条 児童等及びその保護者は、貸与機器について最善の注意をはらって管理をしなければならない。

- 2 児童等は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与機器を児童等以外の者(指導する教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること
 - (2) 貸与機器を売却、廃棄又は故意に破損すること
 - (3) 貸与機器に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること
 - (4) 貸与機器を学習活動以外に使用すること
 - (5) 貸与機器を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること
 - (6) 教育委員会が別に定める成田市小・中・義務教育学校 GIGA スクール構想ガイドラインに反すること

(亡失又は損傷の届け出)

第14条 保護者は、児童等が貸与機器を亡失したとき、又は貸与機器が損傷したときは、直ちに貸与機器亡失・損傷届(様式第3号)を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の届出を直ちに教育委員会に提出しなければならない。

(責任)

第15条 機器の貸与を受けた者及びその保護者は、機器の使用上の事故について、一切の責任を負わなければならない。

- 2 貸与期間中に機器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、原状回復に相当する費用を負担しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、その額を減額又は免除することができる。
- 3 保護者は、貸与機器の使用にあたり、児童等の責に帰すべき理由により市又は第3者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、機器の貸与に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。